



交通安全ニュース

無免許運転に要注意！

～免許証と車検証を要チェック！～



自身の免許では運転出来ない自動車であることを確認しないまま、自動車を無免許運転する事例が散見されます。平成29年3月から準中型免許が導入されましたが、皆さん免許ごとに運転可能な車両種別をきちんと把握していますか？

| 車両種別 | 車両総重量 | 最大積載量 | 乗車定員 | 免許種別 | | | | | |
|------|------------------|------------------|----------------|------|--------|-------|---------|------------|------|
| | | | | 大型免許 | 中型免許条件 | | 準中型免許条件 | | 普通免許 |
| | | | | | 限定なし | 8t 限定 | 限定なし | 5t 限定 (※注) | |
| 大型車 | 11t 以上 | 6.5t 以上 | 30人以上 | ○ | × | × | × | × | × |
| 中型車 | 11t 未満 8t 以上 | 6.5t 未満 5t 以上 | 29人以下 11人以上 | ○ | ○ | × | × | × | × |
| | 8t 未満 7.5t 以上 | 5t 未満 4.5t 以上 | 10人以下 | ○ | ○ | ○ | × | × | × |
| 準中型車 | 7.5t 未満 5t 以上 | 4.5t 未満 3t 以上 | 10人以下 | ○ | ○ | ○ | ○ | × | × |
| | 5t 未満 3.5t 以上 | 3t 未満 2t 以上 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | × |
| 普通車 | 3.5t 未満 | 2t 未満 | 10人以下 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

※ 必ず上記表と車検証を比較し確認してください。

○＝運転可 ×＝運転不可

※ 車両総重量・最大積載量・乗車定員のうち一つでも該当する最上位の車両区分が車両種別となります。

(※注)平成29年3月11日以前に普通免許を取得されている方の免許種別は、上記表の「準中型免許・5t 限定」に該当します。



それなら、車外に記載されている最大積載量を確認しているので大丈夫ですよ！

本当に大丈夫ですか？

中には、最大積載量のみでは車両種別が判断できない車両がありますよ！

例：最大積載量 1.550kg (普通車範囲)

車両総重量 4.155kg (準中型車範囲)

↓
運転可能免許 準中型免許(5t 限定)以上



免許範囲外の車を運転すれば**無免許運転等の違反**になります！
知らなかったでは済まされませんよ！

防止対策！

- ・ 免許種別・条件を確認し運転できる車両をしっかりと確認！
- ・ 車検証を確認し、管理車両の種別を把握！
- ・ 従業員と情報の共有！

例：職場の車両運転席の見えやすい所に
確認ステッカーを貼付する 等

例 準中型車両 車両総重量4.155kg
最大積載量1.550kg
乗車定員 2名
運転可能免許
準中型免許 (5t 限定) 以上

～横断歩道は歩行者優先！ 目と手で合図！ストップ運動実施中～

岡山県警察本部 交通部交通企画課